

## ○厚生労働省告示第六十五号

アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第十一條第六項の規定に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第七十六号）の一部を次のように改正したので、同条第七項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和四年三月十四日

改 正 後

改 正 前

厚生労働大臣 後藤 茂之  
(傍線部分は改正部分)

本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号。以下「法」という。）に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他のアレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものである。

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的IgE抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起ころる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈するとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、強い瘙痒感を伴う湿疹を呈するとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、瘙痒感を伴う湿疹を呈するとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入後にく後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈るとされており、アレルギー性結膜炎は、流涙、目の瘙痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈るとされている。花

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的IgE抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起ころる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈るとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、瘙痒感を伴う湿疹を呈るとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈るとされており、アレルギー性結膜炎は、流涙、目の瘙痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈るとされている。花

い。花粉症は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併する特徴である。特にスギ花粉症の有病率は、アレルギー疾患の中でも最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。これらアレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮し、発症予防も勧められた診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患有していると言われている。アレルギー疾患有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公共団体 アレルギー疾患有する者やその家

粉症は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併する特徴である。特にスギ花粉症の有病率は、アレルギー疾患の中でも最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすこととされている。これらアレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮した診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患有していると言われている。アレルギー疾患有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公共団体 アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患有する医療（以下「アレルギー疾患医療」という）の質の向上及び提供体制の整備 国民がアレルギー疾患有に関し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができると体制の整備、アレルギー疾患有に係る研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行わなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第十一条第一項の規定に基づき策定するものである。

### 第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

#### (1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患有は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有する。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公共団体 アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患有する医療（以下「アレルギー疾患医療」という）の質の向上及び提供体制の整備 国民がアレルギー疾患有に関し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けことができると体制の整備、アレルギー疾患有に係る研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行わなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第十一条第一項の規定に基づき策定するものである。

### 第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

#### (1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患有は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有する。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公共団体 アレルギー疾患有する者やその家

イムエ (略)

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、  
医師その他の医療関係者及び学校等の設  
置者又は管理者の責務

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法 (平成九年  
法律第百二十三号) 第七条第七項に規  
定する医療保険者をいう。以下同じ。)

は、国及び地方公共団体が講ずるアレ  
ルギー疾患の発症や重症化の予防及び  
症状の軽減に関する啓発及び知識の普  
及等の施策に協力するよう努めなけれ  
ばならない。

工 国民は、アレルギー疾患に関する正  
しい知識を持ち、アレルギー疾患の発  
症や重症化の予防及び症状の軽減に必  
要な注意を払うよう努めるとともに、  
アレルギー疾患を有する者について正  
しい理解を深めるよう努めなければならない。

才 医師その他の医療関係者は、国及び  
地方公共団体が講ずるアレルギー疾患  
対策に協力し、アレルギー疾患の発症  
や重症化の予防及び症状の軽減に寄与  
するよう努めるとともに、アレルギー  
疾患有する者及びその家族の置かれ  
ている状況を深く認識し、科学的知見  
に基づく良質かつ適切なアレルギー疾  
患治療を行うよう努めなければならない  
い。

力 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、  
障害者支援施設その他自ら十分に療養  
に関し必要な行為を行うことができない  
乳幼児、児童、生徒 (以下「児童等」  
という)、高齢者又は障害者が居住し  
又は滞在する施設の設置者又は管理者  
は、国及び地方公共団体が講ずるアレ  
ルギー疾患の発症や重症化の予防及び  
症状の軽減に関する啓発及び知識の普  
及等の施策に協力するよう努めるとと  
もに、その設置又は管理する学校等に  
おいて、アレルギー疾患有する児童等、

イムエ (略)

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、  
医師その他の医療関係者及び学校等の設  
置者又は管理者の責務

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法 (平成九年  
法律第百二十三号) 第七条第七項に規  
定する医療保険者をいう。以下同じ。)

は、国及び地方公共団体が講ずるアレ  
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の  
軽減に関する啓発及び知識の普及等の  
施策に協力するよう努めなければならない。

工 国民は、アレルギー疾患に関する正  
しい知識を持ち、アレルギー疾患の重  
症化の予防及び症状の軽減に必要な注  
意を払うよう努めるとともに、アレル  
ギー疾患有する者について正しい理  
解を深めるよう努めなければならない。  
才 医師その他の医療関係者は、国及び  
地方公共団体が講ずるアレルギー疾患  
対策に協力し、アレルギー疾患の重症  
化の予防及び症状の軽減に寄与するよ  
う努めるとともに、アレルギー疾患有  
する者の置かれている状況を深く認  
識し、科学的知見に基づく良質かつ適  
切なアレルギー疾患治療を行うよう努  
めなければならない。

力 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、  
障害者支援施設その他自ら十分に療養  
に関し必要な行為を行うことができない  
乳幼児、児童、生徒 (以下「児童等」  
という)、高齢者又は障害者が居住し  
又は滞在する施設の設置者又は管理者  
は、国及び地方公共団体が講ずるアレ  
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の  
軽減に関する啓発及び知識の普及等の  
施策に協力するよう努めるとともに、  
その設置又は管理する学校等にお  
いて、アレルギー疾患有する児童等、

等、高齢者又は障害者に対して、適切な医  
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ  
う努めなければならない。

アレルギー疾患に関する啓発及び知識  
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた  
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患は、その有病率の高さ  
ゆえに、国民の生活に多大な影響を及ぼ  
しているが、現時点においても本態解明  
は十分ではなく、また、生活環境に関わ  
る多様で複合的な要因が発症及び重症化  
に関わっているため、その原因の特定が  
困難であることが多い。

一方、インターネット等にはアレル  
ギー疾患の原因やその予防法、症状の軽  
減に関する膨大な情報があふれています。  
この中から、適切な情報を選択すること  
は困難となっています。また、適切な情報  
が得られず、若しくは適切でない情報を  
選択したがゆえに、科学的知見に基づく  
治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪す  
る例が指摘されている。

このような現状を踏まえ、国は、国民  
がアレルゲンの除去や回避、アレルゲン  
免疫療法を含めた重症化予防の方法、症  
状の軽減の方法等、科学的根拠に基づい  
たアレルギー疾患治療を行うよう努め  
ること並びにアレルギー疾患の発症及び  
重症化に影響する様々な生活環境を改善  
するための取組を進める。

高齢者又は障害者に対して、適切な医  
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ  
う努めなければならない。

アレルギー疾患に関する啓発及び知識  
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた  
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患は、その有病率の高さ  
ゆえに、国民の生活に多大な影響を及ぼ  
しているが、現時点においても本態解明  
は十分ではなく、また、生活環境に関わ  
る多様で複合的な要因が発症及び重症化  
に関わっているため、その原因の特定が  
困難であることが多い。

一方、インターネット等にはアレル  
ギー疾患の原因やその予防法、症状の軽  
減に関する膨大な情報があふれています。  
この中から、適切な情報を選択すること  
は困難となっています。また、適切な情報  
が得られず、若しくは適切でない情報を  
選択したがゆえに、科学的知見に基づく  
治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪す  
る例が指摘されている。

このような現状を踏まえ、国は、国民  
がアレルゲンの除去や回避、アレルゲン  
免疫療法を含めた重症化予防の方法、症  
状の軽減の方法等、科学的根拠に基づい  
たアレルギー疾患治療に関する正しい知  
識を習得できるよう、國民に広く周知す  
ること並びにアレルギー疾患の発症及び  
重症化に影響する様々な生活環境を改善  
するための取組を進める。

ウ 国は、地方公共団体に対して市町村  
保健センター等で実施する両親学級や  
乳幼児健康診査等の母子保健事業の機  
会を捉え、妊娠や乳幼児の保護者等に  
対する適切な保健指導や医療機関への  
受診勧奨等、適切な情報提供を実施す  
るよう求めます。

高齢者又は障害者に対して、適切な医  
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ  
う努めなければならない。

アレルギー疾患に関する啓発及び知識  
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた  
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組が必要な事項について

アレルギー疾患は、その有病率の高さ  
ゆえに、国民の生活に多大な影響を及ぼ  
しているが、現時点においても本態解明  
は十分ではなく、また、生活環境に関わ  
る多様で複合的な要因が発症及び重症化  
に関わっているため、その原因の特定が  
困難であることが多い。

一方、インターネット等にはアレル  
ギー疾患の原因やその予防法、症状の軽  
減に関する膨大な情報があふれています。  
この中から、適切な情報を選択すること  
は困難となっています。また、適切な情報  
が得られず、若しくは適切でない情報を  
選択したがゆえに、科学的知見に基づく  
治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪す  
る例が指摘されている。

ウ 国は、地方公共団体に対して市町村  
保健センター等で実施する両親学級や  
乳幼児健康診査等の母子保健事業の機  
会を捉え、妊娠や乳幼児の保護者等に  
対する適切な保健指導や医療機関への  
受診勧奨等、適切な情報提供を実施す  
るよう求めます。

エヽキ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な知見の集積に努める。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努める。外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用する消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能性にも配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るため従業員教育等を行う。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るため、都道府県等食品衛生監視指導計画(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する計画をいう。)に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

### 第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について  
国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エヽキ (略)

ク 国は、アレルギー疾患医療を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行う。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努めるとともに、外食等に関する食物アレルギー表示については、関係業界と連携し、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供の取組等を推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るため従業員教育等を行う。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るため、都道府県等食品衛生監視指導計画(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する計画をいう。)に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

### 第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について  
国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

ギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について  
ア (略)  
イ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るために関係学会と検討を行った関係学会等と検討を行い、その検討結果に基づき教育を推進する。

この現状を踏まえ、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行って、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

### 第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について  
国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

ギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について  
ア (略)  
イ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るために関係学会と検討を行った。

この現状を踏まえ、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行って、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

### 第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について  
国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について  
ア (略)  
イ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の育成を行った。

この現状を踏まえ、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行って、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

### 第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について  
国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

(1) 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項  
アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

(2) 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項  
アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

力 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るために、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院（以下「中心拠点病院」という。）等のアレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）等の地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関し、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

キ 国は、中心拠点病院や都道府県拠点病院等の協力のもと、最新の科学的知識に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

力 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るために、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

(1) 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項  
アレルギー疾患を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関、研究機関及び関係団体との連携による情報の共有を図る有を図るため、アレルギー疾患を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に同定、確保及び活用するための仕組みについて検討する。

ク アレルギー疾患を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関と関係団体との連携による情報の共有を図るため、アレルギー疾患を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に同定、確保及び活用するための仕組みについて検討する。

キ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院を中心とする医療機関の協力のもと、最新の科学的知識に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

力 国は、アレルギー疾患は、最新の科学的知識に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがある程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。最新の科学的知識に基づくアレルギー疾患病の周知、普及及び実践の程度について適切な方法で継続的に現状を把握し、それに基づいた対策を行うことで、国民が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

ク アレルギー疾患を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関と関係団体との連携による情報の共有を図るため、アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化的予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査・研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

(2) 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項  
アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

(2) 第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項  
アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化的予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査・研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、基本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

力 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るために、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれららの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を行なう。これら諸問題の解決に向け、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である。

ク アレルギー疾患は、最新の科学的知識に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがある程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。最新の科学的知識に基づくアレルギー疾患病の周知、普及及び実践の程度について適切な方法で継続的に現状を把握し、それに基づいた対策を行うことで、国民が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

ア アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化的予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査・研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、基本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

ウ 国は、中心拠点病院、都道府県拠点病院その他の専門的なアレルギー疾患治療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防・診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

工 国は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究を推進する。

#### 第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア・ウ (略)

工 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成二十三年三月十七日付け雇児保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について取り組む。また、老人福祉施設、障害者

ウ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構相模原病院その他の専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防・診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

工 国は、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略の策定について検討を行う。

#### 第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア・ウ (略)

工 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成二十三年三月十七日付け雇児保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について取り組む。また、老人福祉施設、障害者

障害者支援施設等に対して、職員等にアレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。

オ・カ (略)

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する策について各事業主団体に対し、周知を図る。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するためには、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又是担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又是担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

支援施設等においても、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発に努める。

オ・カ (略)

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、就労を維持できる環境の整備等に関する策を検討する。

ク・ケ (略)

(3) 災害時の対応

ア 国及び地方公共団体は、平時におい

て、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公共団体に対して防災や備蓄集配等に関する担当部署とアレルギー疾患対策を担当する部署が連携協力の上、食物ア

(3) 災害時の対応

ア 国及び地方公共団体は、平時におい

て、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食

物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク

等の確実な集積と適切な分配に資する

ため、それらの確保及び輸送を行う。

イ 国は、災害時において、乳アレルギー

に対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公

また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を

アレルギーに対応した食品等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する。

(4) ウ  
・  
(5) エ  
(略)  
得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

(4) ウ  
・  
(5) エ  
(略)  
(略)